

WHO インターンシップ支援助成のご案内

趣旨

日本 WHO 協会が進める世界保健機関（WHO）への人材貢献推進事業の一環として、WHO にインターンとして登用された個人に対し、インターン期間中の生活費等の負担を軽減するために助成を行うものです。

応募資格

WHO の本部、西太平洋地域事務局、健康開発総合研究センター等のインターンシップ制度によりインターンとして登用が決定した者

応募方法

WHO でのインターン採用決定内容と助成支援を必要とする理由（他の支援制度適用の状況等）を付して協会事務局へ申請してください。申請は原則として事前申請とします。できれば渡航の1か月前までに申請してください。

申請書必要記載事項（様式不問・メール可）

- ① 氏名等：氏名（フリガナ）、住所、連絡先メールアドレス、電話番号
- ② 履歴：生年月日、学歴、職歴、申請時現在の所属、顔写真
- ③ インターン採用の決定内容：行き先、期間、職務内容（採用内容が分かる WHO 発行資料のコピーを添付）
- ④ 助成必要理由：必要経費予想額と他の支援制度適用の状況
- ⑤ 助成金の受け取りができる日本国内の銀行口座

助成の決定

申請があった者について、面接又は電話等により応募内容や助成の必要性についての確認等をおこなったうえ、助成対象者及び助成内容を決定し、応募者に個別に通知します。

助成対象者の義務等

1. インターン終了後は、WHO での経験を協会機関誌『目で見ると WHO』に掲載する記事として報告をしてください。
2. 日本 WHO 協会では、WHO インターン終了者の方々とのネットワークを大切に、さまざまな形で日本 WHO 協会の活動にご協力いただいています。また、義務ではありませんが、インターン終了後に、賛助会員（個人又は学生）に入会いただくと大変にうれしいです。
3. 助成金使途についての報告明示義務はありません。ただし、何らかの事情によりインターンを中止、中断した場合には、直ちにその旨を連絡頂き、個別事情により助成金を返還頂く場合があります。